

職場要求の前進を！

時季変更権は年休拒否権ではない！

変更というなら日にちを示せ

本部の要求

時季変更権を行使する際は、変更後の時季を指定すること。

時季変更は本人の希望を聞き入れること。

特に年休の残日数が多い社員には優先的に付与すること。

地本の要求

年休が入らない場合、会社は時季変更権を行使したことを明示していない。このことは労働基準法からも時季変更権の取り扱いに違反している。法令に基づき行うこと。

会社は申し込んだ日に年休を付与しないのは「時季変更権の行使である」と主張している。ふざけたことを言うな！申し込んだ年休は付与することが基本なのだ。年休請求権が基本的な権利であり、時季変更権を主張するのは問題のすり替えなのだ。

ましてや何日申し込んでも年休が入らず年度末に多くの年休が流れている。これは時季変更ではない！

しかも、「時季変更」といっても変更した日にちを指定するわけではない。これでは「時季変更権」ではなく「年休拒否権」ではないか！

時季変更権を主張するのなら年休申請に対して何日に変更するのかをはっきり示すべきである。

みんなで声をあげよう！